

東部知多衛生組合告示第4号

次のとおり事後審査型制限付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び東部知多衛生組合契約規則（昭和49年規則第8号）の規定に基づき公告する。

平成31年2月20日

東部知多衛生組合 管理者 岡村 秀人

記

1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 余熱利用施設改修工事
(以下「本工事」という。)
- (2) 路線等の名称 東部知多温水プール
- (3) 工 事 場 所 愛知県大府市大東町二丁目地内
- (4) 工 事 期 間 契約締結の日の翌日から平成32年（2020年）2月28日まで
- (5) 工 事 概 要 既存温水プール改修（延べ床面積約3,100㎡）及び熱源温水配管改修一式

2 入札方法等

- (1) 本入札は、東部知多衛生組合契約規則（昭和49年規則第8号）及び東部知多衛生組合入札者心得書に基づき、行うものとする。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て備えた者とする。

- (1) 愛知県に本店又は支店を置き、かつ、当該本店又は支店において契約を締結する権限を有する者を置いていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 本工事に係る入札参加申込書の提出日から落札決定までの間において、東部知多衛生組合不正契約者等指名停止取扱要領に基づく指名停止又は指名見合せの措置を受けている者でないこと。
- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づき、建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けている者であること。なお、共同企業体の場合には、構成員のいずれかが上記の許可を有していること。

- (7) 東部知多衛生組合指名業者選定審査事務取扱要綱に基づき、平成30年度及び同31年度の大府市、豊明市、東浦町及び阿久比町において入札参加資格者名簿（建設工事）に登載された者（以下「登載業者」という。）で、当該認定に係る経営事項審査結果通知書における建築一式工事の総合評定値が1200点以上であること。なお、共同企業体の場合には、代表者が上記の要件を満たし、構成員は登載業者であり、かつ建築一式工事の総合評定値が900点以上であること。
- (8) 共同企業体の場合には、「共同企業体の在り方について（昭和62年8月17日建設省中建審発第12号）」等に基づき、適正に結成されたものであること。
- (9) 過去10年以内に地方公共団体（一部事務組合を含む）が発注した、次の(a)又は(b)いずれかの工事を元請として施工した実績があること。なお、共同企業体での施工実績は、代表者としての実績に限る。
- (a) 鉄筋コンクリート造の建築物の新築、増築又は改修工事
- (b) 鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の新築、増築又は改修工事
- (10) 本工事に配置を予定する主任技術者又は監理技術者（以下「主任技術者等」という。）は、建設業法上の建築一式工事に係る主任技術者等として専任で配置できる者であること。
- (11) 本工事に係る入札参加申込書の提出日から落札決定までの間において、「大府市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年2月17日付け大府市長及び愛知県東海警察署長締結）、「豊明市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年12月25日付け豊明市長、豊明市教育委員会教育長及び愛知県愛知警察署長締結）、「東浦町が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年2月14日付け東浦町長、東浦町教育委員会教育長及び愛知県半田警察署長締結）、及び「阿久比町が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年2月14日付け阿久比町長、阿久比町教育委員会教育長及び愛知県半田警察署長締結）に基づく排除措置をいずれも受けていないこと。
- (12) 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

「本工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

株式会社 加藤建築事務所

4 入札参加申込書の提出

入札参加を希望する者は、次により入札参加申込書を提出しなければならない。期限までに入札参加申込書を提出しない者は、本入札に参加することができない。

・入札参加申込書の提出（共同企業体の場合には、共同企業体協定書の写しを添付のこと。）

- (1) 期 間 平成31年2月20日（水）から平成31年3月6日（水）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く）の午前8時30分から午後5時15分までの間
- (2) 提 出 先 愛知県知多郡東浦町大字森岡字葎野41番地
東部知多衛生組合 業務課 施設建設整備係

(平成31年2月20日(水)から平成31年3月1日(金)までは仮設事務所2階事務室、
平成31年3月4日(月)からは東部知多クリーンセンター1階事務室にて受付。)

(3) 方法 書面により、入札参加申込書(様式第1号)に必要事項を記入して提出する。

5 設計図書等の配布

設計書、図面及び仕様書等(以下「設計図書等」という。)の閲覧及び配布は電子化しているので、設計図書等を東部知多衛生組合ホームページからダウンロードすること。

ダウンロードできる期間

平成31年2月20日(水)午前10時00分から平成31年3月20日(水)午前11時までの間

6 設計図書等に関する質問及び回答

入札参加申込書を提出した者で、設計図書等に関して質問がある場合は、次のとおり質問書(様式自由)を持参すること。

(1) 提出先 愛知県知多郡東浦町大字森岡字葭野41番地

東部知多衛生組合 業務課 施設建設整備係

(平成31年2月20日(水)から平成31年3月1日(金)までは仮設事務所2階事務室、
平成31年3月4日(月)からは東部知多クリーンセンター1階事務室にて受付。)

(2) 受付日時 平成31年2月20日(水)から平成31年3月7日(木)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 質問書に対する回答

設計図書等に関する回答は、平成31年3月18日(月)までに東部知多衛生組合ホームページにて閲覧に供する。

7 予定価格

予定価格は、税抜き価格959,900,000円

8 入札書及び工事費内訳書の提出方法等

(1) 提出日時 平成31年3月20日(水)午前11時

(2) 提出方法

ア 入札場所は、東部知多クリーンセンター4階中会議室とする。

イ 書面により、入札書に必要な事項を入力し、工事費内訳書を添付して提出すること。

ウ 工事費内訳書は東部知多衛生組合ホームページに掲載されている様式を使用すること。

9 開札予定日時及び開札場所

入札後直ちに行う

東部知多クリーンセンター4階中会議室

10 入札に関する注意事項

(1) 入札は書面にて行う。

- (2) 最低制限価格を設定する。
- (3) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者か免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 工事費内訳書の提出がない場合は無効とする。
- (5) 入札参加申込書を提出した後であっても、入札を辞退することができる。
- (6) 入札にあたっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。
- (7) 一度提出した入札書を書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

1.1 入札の無効

- (1) 虚偽の申請を行った者の入札及び東部知多衛生組合契約規則第12条に該当する入札並びに東部知多衛生組合入札者心得書等の入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

1.2 落札者の決定方法

(1) 落札候補者の決定

入札においては、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の入札をした者のうち、最低入札価格提示者を落札候補者とし、入札参加資格の審査が終了するまで落札を保留するものとする。この場合において、最低入札価格提示者が複数ある場合は、くじにより落札候補者を決定するものとする。

(2) 事後審査に必要な書類の提出

開札終了後、落札候補者は、入札参加資格の確認等を受けるため、事後審査に必要な書類を次のとおり提出しなければならない。ただし、最低入札価格提示者でない場合でも事後審査に必要な書類を求めることがある。

ア 提出書類

- (ア) 入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）（様式第3号）
- (イ) 施工実績届出書（様式第4号）
- (ウ) 配置予定技術者届出書（様式第5号）
- (エ) 建設業許可証明書の写し
- (オ) 経営事項審査結果「総合評定値通知書」の写し（最新のもの）

イ 提出期限及び場所

- (ア) 提出期限 落札候補者となったことを知り得た日の翌日から起算して2日（土曜日、日曜日及び休日を除く。）以内に持参により提出しなければならない。
- (イ) 受付場所 東部知多衛生組合 業務課 施設建設整備係（東部知多クリーンセンター1階事務室）
- (ウ) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで

ウ 提出に当たっての注意事項

- (ア) 確認申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (イ) 提出された確認申請書等は返却しないが、提出者に無断で他の用途には使用しない。
- (ウ) 提出期限を過ぎた後の確認申請書等の訂正又は差し替えは認めない。

(3) 落札者の決定等

落札者の決定等は東部知多衛生組合指名業者選定審査委員会で行い、管理者は、その結果を書面により通知するものとする。

(4) 入札の無効

落札候補者の事後審査の結果、入札参加資格を有していないと認めた場合は、落札候補者の行った入札を無効とする。この場合においては、次順位の入札価格提示者を新たな落札候補者として選定し、事後審査を行うものとする。

(5) 入札無効の理由の説明

前号の規定に基づき入札を無効とされた者は、その理由の説明を求めることができる。説明を求めるときは、入札参加資格不適合通知書の通知日の翌日から起算して7日（土曜日、日曜日及び休日は含まない。）以内にその旨を記した書面を持参により提出しなければならない。理由は、説明を求められた日から7日（土曜日、日曜日及び休日は含まない。）以内に書面で回答するものとする。

1 3 入札保証金

入札保証金の納付については免除とする。

1 4 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の10の契約保証金を納付しなければならない。ただし、東部知多衛生組合契約規則第30条の規定による銀行等の金融機関若しくは前払金保証事業を営む会社の保証をもって、契約保証金の納付に代えることができる。また、東部知多衛生組合契約規則第31条の規定による履行保証保険契約又は工事履行保証契約を締結した場合等は、これを免除する。
- (2) 落札者は、速やかに契約保証方法通知書を提出し、契約予定日までに保証を付さなければならない。なお、契約予定日は、後日指定する。
- (3) 落札者が保証を付さなかった場合は、この契約は締結しない。

1 5 支払条件

(1) 前払金

落札者は、東部知多衛生組合予算決算会計規則（平成10年東部知多衛生組合規則第8号）第70条により前払金を請求することができる。前払金額は、当該契約に基づく会計年度ごとの出来高予定額に10分の4の割合を乗じて得た額を限度として請求することができる。

(2) 部分払

落札者は、東部知多衛生組合契約規則第53条により部分払を請求することができる。

1 6 契約書

- (1) 契約書の作成を必要とする。
- (2) この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定による議会の議決を要するため、落札者は落札決定後すみやかに仮契約を締結し、東部知多衛生組合議会の議決を得た後、本契約を締結する。

1 7 その他

- (1) 入札に参加した者は、入札後において、この公告、設計図書、現場等について不明な部分があることを理由に異議を申し立てることはできない。
- (2) 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定めるものとし、これに伴う費用は入札金額に含まれるものとする。
- (3) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）に基づく工事であるため、落札者は建設リサイクル法第13条及び特定建設資材に係る解体に関する省令（平成14年国土交通省令第17号）第4条に基づく書面等を提出すること。
- (4) この公告に定めるもののほか、余熱利用施設改修工事（東部知多温水プール）に係る制限付一般競争入札実施要綱、東部知多衛生組合契約規則、東部知多衛生組合入札者心得書、東部知多衛生組合公共工事請負契約約款等を遵守すること。
- (5) 本契約を締結するまでの間に、落札者が東部知多衛生組合不正契約者等指名停止取扱要領の別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当することが明らかになった場合は、原則として契約を締結しないものとする。この場合、東部知多衛生組合は一切の損害賠償の責を負わない。
- (6) 建設資材、機械の購入や借入れをする場合は、可能な限り地元企業（大府市、豊明市、東浦町及び阿久比町内の業者）を利用していただきますようお願いします。
- (7) 工事等の一部を下請けによる施工とする場合は、できる限り地元企業（大府市、豊明市、東浦町及び阿久比町内の業者）を活用するよう配慮してください。
- (8) 下請発注に際しては、適正な価格で請負わせ、最低賃金の確保や適正な時期に支払う等、関係法令を遵守してください。

1 8 問い合わせ先

東部知多衛生組合 業務課 施設建設整備係（愛知県知多郡東浦町大字森岡字葭野41番地）
電話0562（46）8855（直通）